

社会福祉法人やまなみ会

平成29年度 事業計画

福祉サービスセンター ほっと館

居宅介護事業所

通所介護事業所

訪問介護事業所

平成 29 年度事業計画書

目 次

1. はじめに
2. 施設理念
3. 基本方針
4. 各事業所計画
 - 居宅介護事業所
 - 通所介護事業所
 - 訪問介護事業所

1. はじめに

平成 29 年度は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、高齢者と障害者の地域共生社会の実現を目指すとともに、制度の持続確保に配慮した地域整備が望まれる。その為、認知症施策の推進と生活支援サービスの基盤整備の協力を新たに実施計画する。

また、本年度は、日常生活総合事業への移行の年であり、事務処理も煩雑となるばかりではなく、事業運営も厳しくなる事が予測される。今後、安定した事業運営が出来る様、職員の健康管理・メンタルヘルスケアの実施及び、資質向上の為の研修を随時行いながら、利用者の受け入れ態勢を整えると共に動向を把握し、事業転換を図っていこうと考える。

2. 施設理念

- ・安全で安心できるその人らしい暮らしを地域と支える。
- ・必要としてくださる人がいる。
- ・喜んで頂ける仕事がある。
- ・知識に裏付けられた介護がある。

3. 基本方針

やまなみ会の理念（共に支え、共に生きる）に基づき、地域に根ざした福祉活動と地域貢献を行うと共に、利用者の安心・安全・尊厳を守り、自立した生活を営む事が出来る様支援する。また、行政や各関係機関への協力と情報の共有を的確に行い、やまなみ会の職員としての自覚とプライド持ち、各個人が責任ある行動をとり、信頼される明るい職場作りに貢献していく。

1.) 技能・知識の向上

各事業所研修計画実施と外部研修の積極的な参加の実施
業務役割を理解し共に高め合う意識を持つ様努める

2.) 健康管理

年1回の健康診断の実施と日常的な自己管理
感染症予防対策の徹底（マニュアルに添った感染対策と整備の実施）
メンタルヘルスケアの検討（随時相談受付・勤務状況の観察と勤務体制の配慮等の実施）

3.) 防災体制の確立

年2回の防火訓練の実施
その他、各災害の対応マニュアル整備と地域訓練計画策定

4.) 関係機関連携体制の強化

行政、包括支援センター、医療機関、関連施設、社会福祉協議会、民生委員等との情報共有（ケア会議や随時必要に応じた会議の開催及び参加による情報提供や提案）の実施

5.) 施設運営意識の徹底

各事業所計画に基づく積極的な事業の展開と物品の管理及び経費節減（事業所の収支把握）意識の徹底
苦情処理の速やかな対応の実施
個人情報保護の徹底

6.) 施設整備

施設内外清掃・整備の実施（水質検査、厨房職員の衛生管理の徹底含む）
社用車等の安全点検・整備の実施

4. 委託事業

産山村独自在宅サービスにおいて代理申請・実施・報告を実施
（外出支援・配食サービス・総合相談・サロン活動・輝き教室・軽度生活支援）

居宅介護支援事業所

「居宅介護支援事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」に基づいて事業を行ってまいります。平成 29 年度の重点的な取組みを以下のように行なってまいります。

・重点的な取組み

1 介護を必要としている方に、できるだけ早く適切なサービスが提供できるようにします。

- ・産山村包括支援センター及び産山村健康福祉課からの情報収集と情報交換を日常的に行ってまいります。
- ・サロン活動において、介護サービスの情報提供や助言を行い、また地域住民から情報収集を行います。
- ・民生委員との会合に参加し、村内の一人暮らしの方・高齢者世帯の方等の状況の把握に努めます。
- ・情報等に基づき、可能な限り早めの訪問を行います。
- ・村の専門者会議において、各専門分野からの意見等を聞き、対応します。
- ・なでしこの里、四季の杜との情報交換等を常に行ってまいります。

2 サービス計画数（月平均）が前年程度を維持できるようにします。

- ・介護支援専門員が常勤兼務 1 名（センター長）、常勤専務 3 名の合計 4 名（常勤換算 3.7 人）で、サービス計画数の目標を以下のように設定します。

	計画数（名）
居宅サービス計画 *要介護 1～5	70
介護予防サービス計画 *総合事業対象者 *要支援 1・2	30

3 介護予防・日常生活支援総合事業への移行、業務が円滑に行えるようにします。

- ① 村からの総合事業における委託業務を行ってまいります。
 - ・認知症施策推進において、認知症初期集中支援チームの一員としてのスキルアップに努めます。
 - ・生活支援サービスの基盤整理が行えるよう、村の社会福祉協議会、各種団体等と連携を密に行ってまいります。

・輝き教室における介護予防をすすめていきます。

- ② 総合事業等における業務分掌（別表）を明確にし、またそれぞれの連携を行っていきます。

職員	分掌
渡邊千代子	総合相談
澁谷和章	生活支援サービス基盤整備等の協力
丸埜輝久	地域サロン、輝き教室、認知症施策推進等の協力
池山朋子	地域サロン、輝き教室

- ③ 総合事業移行に伴い、ご利用者に十分な説明を行っていきます。
 ④ 総合事業の事業対象者、要支援1・2の方が総合事業の移行に伴って、サービスの低下が起きないようにケアマネジメントを行っていきます。

4. 施設内研修を充実させ、個々のスキルアップに努めます。

・施設内研修計画

月	内 容
4	認知症とその対応
5	感染症・食中毒
6	非常災害時の対応
7	リスクマネジメント
8	介護予防・社会保障制度
9	プライバシーの保護
10	事例検討
11	感染症・インフルエンザ
12	身体拘束
1	事例検討
2	介護倫理、法令順守
3	記録の書き方

通所介護事業所

「通所介護事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」「産山村介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業サービス運営規定」に基づいて事業を行なっていきます。平成29年度の重点的な取り組みは以下のように行なっていきます。

- ・重点的な取り組み

1 (予防)通所介護事業

(1) 利用者の獲得を目指すため以下を行ないます

- ・地域において介護を必要としている方に、できるだけ早くサービスを提供し、在宅生活を維持できるように居宅介護支援事業所と連携を密に行なっていきます。
- ・利用者を一日平均20人以上維持できるように努めます。
- ・クラブ活動(手芸クラブ、書道クラブ、カラオケクラブ、園芸等)の充

実

を図っていきます。

- ・4・9月に利用者にアンケートを行ない、サービスの向上に努めます。
- ・追加利用の依頼時は、柔軟に対応し受け入れを行ないます。
- ・年間行事計画(別紙)を立て、誕生会や季節の行事に合わせたレクリ

エ

ーション等、利用者のニーズに合わせた企画・提供を行います。

(2) 利用者の心身の維持、向上を目指すため以下を行ないます。

- ・機能訓練では、心身機能の維持増進ならびにご利用者の個人目標設定を行い、その実現に向けて援助を行います。
- ・利用者個人の有する能力・可能性を尊重し、一人一人の個別性を尊重した自立支援を目指しサービス提供を行います。
- ・利用者の健康状態を観察・把握し健康管理及び健康指導に努め、異常の早期発見・早期対応に努めます。

(3) その他

- ・地域、村の行事、子どもヘルパー、保育園・小学校などとの交流に積極的に参加していきます。
- ・ご家族様へほっと間での様子、活動を知っていただくために月に一度広報活動を行います。
- ・月に一回以上の施設内研修会(別紙)を実施します。また、各種研修会に積極的に参加させ、業務に関する知識・技術の向上に努めるとともに、職員会議でその成果を報告し、職員全体のレベルアップを図ります。

2 産山村介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業

- ・総合支援事業移行に対する準備を行ない、要支援者等の生活が継続できるようにしていきます。
- ・対象の利用者に対して契約や、利用料等の十分な説明を行なっていきます。
- ・産山村の総合事業の把握を行ない、関係機関と連携しながら介護予防に努めます。

※別紙① 年間行事計画

月	内容
4	外出（花見）誕生会、アンケート
5	菖蒲湯、誕生会外出
6	誕生会、外出
7	防災訓練、誕生会、七夕（保育園児との交流）
8	そうめん流し、誕生会
9	誕生会、敬老会、外出（彼岸花）、アンケート
10	外出、誕生会
11	外出（紅葉見学）、誕生会、防災訓練（火災訓練）
12	誕生会、クリスマス会
1	初詣、誕生会
2	節分、誕生会、外出
3	外出、誕生会

※別紙② 施設内研修会計画

月	内容
4	認知症とその対応について
5	感染症について（食中毒）
6	非常災害時の対応について
7	リスクマネジメント
8	介護予防、社会保障制度について
9	介護倫理、法令遵守
10	プライバシー保護
11	事例検討会
12	感染症について（インフルエンザ）
1	身体拘束
2	事例検討会
3	記録の書き方について

訪問介護事業所

「訪問介護事業所福祉センターほっと館運営規定」「産山村介護予防・日常生活支援事業総合事業における第一号訪問介護事業サービス運営規定」に基づいて事業を行なっています。平成29年度の重点的な取り組みは以下のように行なっています。

- ・重点的な取り組み

1 (予防) 訪問介護事業

(1) 在宅福祉サービスの充実と地域密着したサービスの提供に努めます。

- ・包括支援センター・居宅介護支援事業所等の関係機関との連携を密に地域ニーズの把握に努め、ご利用者様が在宅生活の継続が出来るように支援を行ないます。
- ・介護保険サービス・障害福祉サービスの事業の拡充が出来るよう努

め、

また地域福祉サービスの取り組みなどを把握し貢献に努めます。

(2) サービスの質の向上に努めます。

- ・ご利用者様にアンケートを行い、サービスの向上に努めます。
- ・ご利用者様のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行います。
- ・定期的なモニタリングを実施し適切な介護サービスが出来ているか等の確認を行ない訪問介護員で統一した支援を行ないます。

(3) 訪問介護に関する研修の充実をはかっていきます。

- ・訪問介護に関する研修会に積極的に参加し、また施設内研修(別表)を行うことで、職員の専門性を高め、実践につなげていくよう努めます。特に新人ヘルパーの生活援助能力の向上を行いご利用者様の満足度を高めるよう努めます。
- ・サービス提供責任者の情報交換会などに参加し適切なサービス提供の確認や研修内容の情報収集を行い、本事業所の訪問介護員の専門性の向上に努めます。

2 産山村(阿蘇市)介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業

- ・総合事業移行に対する準備を行ない、要支援者等の生活が継続出来るよう支援を行います。それに伴い対象のご利用者に契約、料金の説明など行います。

・産山村・阿蘇市の総合援事業の把握を行ない、関係機関と連携しながら
介護予防に努めます。

別表

施設内研修計画

月	内 容
4	認知症とその対応について
5	感染症について(食中毒)
6	非常災害時の対応について
7	リスクマネジメント
8	介護予防、社会保障制度について
9	介護倫理、法令遵守
10	プライバシーの保護
11	調理実習 (糖尿病食)
12	感染症について(インフルエンザ)
1	身体拘束
2	調理実習 (腎臓病食)
3	記録・報告書などの書き方について